

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「顧客重視」「株主重視」を会社基本方針として標榜しており、経営目標を確実に達成し、企業価値を継続的に高めていくことが重要な株主還元であると認識しております。これらを達成するためには、迅速な意思決定および適切な業務執行を行うとともに、経営の透明性を高める経営監視機能の強化が極めて重要と認識し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-10-1】

当社は取締役の指名・報酬に関し、任意の委員会は設置していませんが、取締役会における重要な事項の審議に当たっては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員4名(社外取締役2名、社外監査役2名)が専門的な知見と豊富な経験を活かし、積極的に意見を述べるとともに、適時適切な助言を行っております。

今後、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任をより一層強化するため、任意の委員会を設置するなど、当社に適したガバナンス体制の構築を検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、優れた人格、高い倫理観を有し、かつ、広範な見識、豊富な経験を備えている取締役でバランス良く構成することを基本的な方針としております。

現在は全員が日本人の男性ですが、上記の方針を踏まえつつ、ジェンダーや国際性など多様性の確保についても引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取締役会が、株式を保有することにより、営業、技術、研究開発面等での円滑かつ継続的な交流がなされ、事業拡大及び発展に資することができると判断した場合、政策的に株式を保有することがあります。一方、保有の意義が希薄と考えられる株式については、速やかに保有株式数を縮減してまいります。

また、政策保有株式について、毎年取締役会で保有の適否を検証しており、2018年9月末時点において保有している株式については、保有が適当であるという結果になりました。

当社は政策保有株式に係る議決権行使について、原則として会社提案議案に賛成いたしますが、当該提案が株主の共同の利益を害するおそれがある内容(財務の健全性を欠いている場合、重大な不祥事が発生した場合、一定期間連続して赤字である場合、組織再編・買収防衛策議案等)である場合には、個別に検討の上賛否を決定いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は関連当事者と取引を行おうとする場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう取締役会で検討した上で可否を決定いたします。また当該決定につきまして監査役が監査を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の退職年金制度は、確定拠出企業年金のため、企業年金の積立金の運用はなく、財政状況への影響もありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 当社は、会社の目指すところの一つである社訓の一部を事業報告及び有価証券報告書(第4-3.)に記載しております。また、2016年10月に「中期経営計画」を策定し開示しておりますのでご参照ください。

2. 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を有価証券報告書(第4-6.)に記載しておりますのでご参照ください。

3. 当社は、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と決定方法を有価証券報告書(第4-6.(1)-4-2)に記載しておりますのでご参照ください。

4. 当社は、役員各候補者の選任・指名について、代表取締役社長が候補者を推薦し、取締役会において、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えているか、また、当社グループの事業に精通し、当社グループの経営を適切に遂行する能力を有しているか等の視点で審議した上で、決定しております。

一方、役員の解任候補者については、公序良俗に反する行為を行った場合、健康上の理由から職務の継続が困難となった場合、職務を懈怠することにより著しく企業価値を毀損させた場合、その他役員の選任基準に定める資質が認められない場合等に、取締役会において審議した上で、決定いたします。

5. 当社の取締役及び監査役個々の選任・指名理由は以下の通りであります。

(1) 保木 潤一(代表取締役): 当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための豊富な経営経験・実績・見識を有しており、かつ当社グループの事業に精通しております。今後も当社グループの経営を適切に遂行する能力を発揮いただけると判断し、選任しております。

(2) 山本 幸雄(常務取締役): 当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための豊富な経営経験・実績・見識を有しており、かつ当社グループの事業に精通しております。今後も当社グループの経営を適切に遂行する能力を発揮いただけると判断し、選任しております。

(3) 佐々木 勝雄(取締役): 当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための豊富な営業及び生産業務経験・実績・見識を有しており、かつ当社グループの事業に精通しております。今後も当社グループの経営を適切に遂行する能力を発揮いただけると判断し、選任しております。

(4) 小林 琢也(取締役): 当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための豊富な営業業務経験・実績・見識を有しており、かつ当社グループの事業に精通しております。今後も当社グループの経営を適切に遂行する能力を発揮いただけると判断し、選任しております。

(5) 布施 郁夫(監査役): 当社グループの事業に精通するとともに、豊富な営業及び管理業務経験・実績・見識を有し、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できる能力を発揮いただけると判断し、選任しております。

社外取締役及び社外監査役の選任理由は、本報告書2.1【取締役関係】「会社との関係(2)」及び本報告書2.1【監査役関係】「会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、法定の取締役会決議事項の他、中長期経営方針・経営計画、総合予算の承認、主要な組織の新設・変更等については取締役会が判断・決定し、これらに基づく個別の経営判断及び業務執行については取締役及び執行役員が判断・決定しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、次の事項に該当する場合には、独立社外取締役(一般株主との利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいう。)であるとは言えないものとし、選任の対象候補から除外するものとします。

1. 当社グループ関連

当社又はその子会社(以下、「当社グループ」という。)の業務執行取締役又は使用人(以下、「業務執行者」という。)

2. 主要株主関連

(1) 当社の現在の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。)

(2) 上記(1)が法人である場合には当該法人又はその親会社若しくは重要な子会社(以下、「法人等」という。)の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事又は支配人その他の使用人(以下、「取締役等」という。)

(3) 当社が現在主要株主である法人等の取締役等

3. 主要取引先関連

(1) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

(2) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

(3) 過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を行っている組織の業務執行者

4. 人事交流先関連

当社グループから取締役(常勤・非常勤を問わない。)を受け入れている法人等の取締役、監査役、会計参与又は執行役

5. 主要借入先関連

当社グループが借入を行っている金融機関であって、その借入金残高が当社の連結総資産の2%を超える場合の当該金融機関の業務執行者

6. アドバイザー関連

(1) 当社グループから役員報酬以外に、個人の場合、過去3事業年度平均にて年間1,000万円以上、団体の場合、当該団体の連結総売上高の2%以上の金額にあたる金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

(2) 現在当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士・税理士又は監査法人・税理士法人の社員、パートナー又は従業員

(3) 最近3年間において当社グループの会計監査人又は会計参与であった公認会計士・税理士又は監査法人・税理士法人の社員、パートナー又は従業員であって当社グループの監査業務を実際に担当(但し、補助的関与は除く)していた者(現在退職又は退所している者を含む)

7. 過去の該当者

(1) 過去10年間において1. に該当する者

(2) 過去5年間において2. (1)又は(2)のいずれかに該当する者

(3) 過去3年間において3. から6. (1)までのいずれかに該当する者

8. 近親者

近親者(配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。)が次の[1]又は[2]のいずれかに該当する者(重要でない者を除く。)

[1] 2. から6. までに該当する者

[2] 過去3年間において当社グループの業務執行者に該当していた者

9. その他

上記1. から8. には該当しないが、それ以外の事情によって、一般株主と実質的な利益相反が生じるおそれがある者

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成しており、迅速な経営判断ができるよう少人数で経営しております。社内取締役に 있어は、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社グループの持続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えており、かつ、当社グループの事業に精通し、当社グループの経営を適切に遂行する能力を有したメンバーで構成されることが必要であると考へております。また、社外取締役に 있어は、これまで培ってきた知識・豊富なビジネス経験、高い見識を有した専門的な知見に基づく客観的かつ適切な役割・責務を果たす能力を有したメンバーで構成されることが必要であると考えております。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役・監査役の兼任状況につきまして、事業報告書・有価証券報告書・本報告書において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性についての分析・評価は業績そのものであることから、当社では、月次取締役会・決算取締役会にてこれらを実施しており、四半期毎にその結果である業績を開示しております。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきであり、当社は、このために必要となる個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行って参ります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主及び投資家との建設的な対話を促進するために代表取締役社長が中心となってこれにあたり、IR担当部門を設置し補佐する体制をとっています。

株主及び投資家の皆様との対話については、IR担当部門である広報課が中心となってその促進にあたり、経営企画、総務、経理部門及び各事業部門等が連携してこれを支援しています。株主との建設的な対話を促進するため以下の取組みを行っており、必要に応じて代表取締役社長が出

席しております。

(1) 年4回の決算発表後に機関投資家向けの決算説明会の実施

(2) 決算発表後の国内外機関投資家個別ミーティング

(3) 株主総会後の個人投資家と当社役員との懇親会開催

対話の場において主要株主や投資家から寄せられた意見や要望については、適宜経営陣に報告されております。情報開示にあたっては、原則として8営業日での決算発表を行うことをはじめ、迅速に情報を開示するよう努めております。また、証券市場の公正性と健全性の確保の観点から、投資判断に影響を及ぼすおそれのあるインサイダー情報の管理の重要性を認識し厳格に管理しております。なお、当社では決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」を設定し公平性の確保に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
保木 将夫	5,346,046	16.35
GOLDMAN, SACHS & CO. REG 常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社	2,764,948	8.46
株式会社ホギメディカル	2,393,582	7.32
株式会社ホキ美術館	1,135,448	3.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,007,400	3.08
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44 常任代理人香港上海銀行東京支店	877,000	2.68
保木 潤一	870,900	2.66
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 常任代理人香港上海銀行東京支店	830,075	2.53
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部	695,400	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	680,300	2.08

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

インドネシアに所在する子会社におきましては、当初より現地化政策を打ち出しており、取締役は8名で日本人4名、現地人4名で経営されておりますが、財務データ等必要な資料は親会社である当社にすべて報告され、随時チェックできる体制が確立しております。これにより、当社として子会社・孫会社に対する十分なコーポレート・ガバナンスが機能するものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上杉 潔	他の会社の出身者											
井上 一郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上杉 潔	○	同氏が取締役副社長を務めるメディバンク株式会社は、当社とは人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	当社グループの継続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための医療業界に関する知識・ビジネス経験を有しており、今後もこれらを当社グループの経営に活かしていただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じることはない判断し、独立役員に指定しております。

井上 一郎	○	同氏が教授を務める帝京大学は、当社とは人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	当社グループの継続的な利益成長と企業価値向上に貢献するための金融業界に関する知識・ビジネス経験を有しており、今後もこれらを当社グループの経営に活かしていただけると判断し、社外取締役を選任しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じることはないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は年間予定、業績報告等の定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

内部監査部門として内部監査室を設置しており人員は3名となっております。内部監査室は、監査役監査の補佐、社長特命による監査の実施等を行っております。また、年間予定、業績報告等の定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
築瀬 捨治	弁護士													
飯塚 昇	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

築瀬 捨治	○	同氏が取締役を務めるオーケー株式会社は、当社とは人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられ、弁護士業務を通じて培われた法律知識を活かした有効な助言を期待できる人材であるため選任しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じることはないと判断し、独立役員に指定しております。
飯塚 昇	○	——	公認会計士として企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられ、また、公認会計士業務を通じて培われた会計知識を活かしていただけると判断し、選任しております。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じることはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

役員の報酬については、株式総会で決議された限度額の範囲内で、役位別に定められた基本額に業績評価を加味し決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2017年度
取締役 7名 262百万円
(注)

1. 上記には、平成29年6月23日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 報酬等の総額には、当事業年度分の未払役員賞与100百万円(取締役6名に対し100百万円)が含まれております。
4. 報酬限度総額 取締役 年額 前事業年度の親会社に帰属する当期純利益の7%以内(ただし当該額が150百万円を下回る場合は、150百万円を上限)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株式総会で決議された限度額の範囲内で、役位別に定められた基本額に業績評価を加味し決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しましては、毎月開催される取締役会において業務執行の報告を実施し、社外取締役が取締役の業務の執行状況を把握できるよう努めております。また、社外監査役に対しましては、経営の重要事項については、常勤監査役より随時情報を提供しております。また、各取締役又は取締役会との意見交換会を随時開催し、監査に必要な情報を提供できる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は業務執行における意思決定の迅速化、コーポレート・ガバナンスの確保を目的として、金融審議会スタディグループモデルの「社外取締役の選任と監査役会等との連携」体制を採用しております。取締役会、監査役会のそれぞれの主な役割は次の通りとなります。

取締役会

取締役会は取締役6名(うち社外取締役2名)で構成しており、迅速に経営判断できるよう少人数で経営しております。また、執行役員制度を導入しており、取締役会の本来機能である経営意思決定及び業務執行監督機能と、執行役員等の業務執行機能の分離を明確にすることにより、経営環境の変化に迅速に対応できる体制となっております。

監査役会

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役の職務執行につき監査を実施しています。各監査役は重要な会議への出席、取締役等からの報告、重要な決裁書類の閲覧、子会社等の調査を実施しています。監査役全員で構成される監査役会は、監査の方針等を決定し、各監査役の監査状況などの報告を受けるほか、会計監査人からは随時監査に関する報告等を受け、必要に応じ随時情報の交換を行うなど相互の連携を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は業務執行における意思決定の迅速化、コーポレート・ガバナンスの確保を目的として、金融審議会スタディグループモデルの「社外取締役の選任と監査役会等との連携」体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として株主総会開催日の約3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の株主総会への出席を促進するため、集中日を回避して株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた電磁的方法による議決権の行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、英文ホームページで公開しております。
その他	株主総会後の、株主懇親会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算毎に実施しております。また、定期的に中期経営計画を発表し説明会を開催しております。さらに、適宜、証券会社主催のスマールミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	説明会用プレゼン資料、補足資料、決算短信、プレスリリース、有価証券報告書、アニュアルレポート、グループ報告書、IRスケジュール等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報課	
その他	株主優待制度を導入しており、優待の内容を、当社が提示する内容の中から選択できるようにしております。また、2018年4月1日を効力発生日とする株式分割を行ったことにより、優待対象者の拡大を行いました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「社業を通じて医療進歩の一翼を担い、人々の健やかな生命と幸福に尽くし、もって社会の繁栄に寄与する」を社是にするとともに「顧客重視」「株主重視」を標榜し、ステークホルダーとしての立場を尊重しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社筑波工場に隣接する土地を市から借り受け無農薬で米を栽培し、かつての田園風景を再生するプロジェクトを実施しております。生態系の再生・保全を目指すとともに、田植え・稲刈りといった農業体験を通じて地域住民の方との交流も図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では決定事実、発生事実、決算に関する情報、その他PR情報に応じ、適時開示に努めるとともに、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

職務権限と責任を明確化するとともに、相互牽制機能を業務プロセスに取り込み適切な業務分掌を実施することにより、適切な業務執行を確保するための体制を確保しておりますが、適宜見直しを行い改善・強化に努める必要があるものと認識しております。

取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を運用するため、「内部統制等委員会」(当社の内部統制、コンプライアンス及びリスクマネジメントに係わる体制を構築し、当該体制の調査及び改善等を実施する組織。以下同じ。)を設置しております。

「内部統制等委員会」の委員長は代表取締役社長が務めるものとし、「内部統制等委員会」の下に「J-SOX委員会」及び「5S委員会」を設置し毎月1回定例会議を開催しており、活動内容は全て取締役会に報告されております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序・安全を脅かす反社会的勢力と一切の関係をもたず、これらと関係のある企業、団体又は個人とはいかなる取引も行いません。この考え方について、代表取締役をはじめとする経営トップ以下、当社のすべての役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、かかる事案の発生時には関係行政機関及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携を取り、会社全体として速やかな対応を取る体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

当社は投資者に適時・適切な会社情報を開示することを基本とし、会社情報の内容により次のような体制をとっております。また、情報取扱責任者は管理部部長が担当し、開示担当部署は広報課としております。

1) 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する定時取締役会又は執行役員を含めた経営会議において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事実について、開示が必要か否かを情報取扱責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。また、これらの会議には監査役が出席し、さらに、必要に応じて内部監査室及び会計監査人並びに弁護士による監査及びアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

2) 発生事実

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに管理部に情報が集約され、取締役に対して報告がなされます。その後情報取扱責任者を中心に当該情報の内容等の検討を行うとともに、適時開示規則に従い、当該情報の開示が必要か否かの検討を行い、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて内部監査室、監査役会及び会計監査人並びに弁護士による監査及びアドバイスを受け、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、決算月の翌月に管理部において決算財務数値を作成し、会計監査人による監査を受け、最終的に決算に関する取締役会において承認し、当日決算情報を開示しております。なお、当該取締役会には監査役が出席しております。また監査役会及び内部監査室は随時期中取引に対し目を配っており、会計監査人による監査も期末に偏ることなく期中から平均的に実施されております。これにより迅速、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

4) その他PR情報

経営企画部にて会社PR情報の内容を立案し、情報取扱責任者及び取締役の確認を経て開示しております。

